

福岡県 青少年健全育成条例の あらまし

県民、保護者、事業者の皆さんへ
県、県教育委員会、県警察や市町村と連携して、
青少年健全育成に取り組みましょう。

条例の 目的

この条例は、青少年(18歳未満の者)の健全な育成に関する県民の責務を明らかにして、良好な環境を整え、健全な育成を阻害する行為を防止することで、次代の福岡県を担う青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

目次	
1 県民、保護者の皆様へ	県、県民、保護者の責務 P1
2 青少年の健全育成のための自主規制	・図書類等に関する自主規制 ・インターネット上の情報に係る自主規制等 P1
3 青少年の健全育成のための環境整備	・携帯電話等による青少年有害情報の閲覧防止措置 ・有害な図書類、興行、広告物、がん具類等に関する規制 P2~P5
4 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制	青少年に対する禁止行為 (いん行、自画撮り画像の要求、いれすみを施す行為、風俗営業への勧誘、飲酒喫煙などの場所の提供、深夜の連れ出し等) ... P5~P7
5 立入調査	書店、コンビニ、ビデオ店、古書店、がん具・刃物店、カラオケボックス、まんが喫茶、ネットカフェ、携帯電話事業者・販売代理店 P7

1 県民、保護者の皆様へ (第3条~第6条)

次代の福岡県を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いであり、責務でもあります。本県では、県民、保護者及び県等の責務を定め、相互に連携して青少年の健全育成に取り組むこととしています。自らすすんで積極的な取り組みをお願いします。

県民

青少年の意識と行動についての高い関心と深い理解をもって、青少年の自主的な活動を促進し、青少年にとって良好な環境を醸成するとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境又は行為から青少年を保護するように努めなければなりません。

保護者

青少年を心身ともに健全に育成することがその本来の責務であることを深く自覚し、愛情に満ちた環境の中で青少年を養育しなければなりません。

県

国、市町村と緊密な連携を図り、基本的な施策を策定・実施する責務を有します。また、青少年健全育成団体等の連絡調整に努めます。

2 青少年の健全育成のための自主規制

すべての県民は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものについて、法的規制によつてのみでなく、自己の判断に基づき、自主的に規制するという積極的な姿勢が求められます。

(1) 図書類等に関する自主規制(第11条、第13条)

何人も、図書類(※1)等の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するものについては、青少年に販売したり、見せたりしないように努めなければなりません。

【図書類、興行、広告物】○性的感情を刺激するもの○残虐性を助長し、又は非行を誘発・助長するもの

【がん具類】○性的感情を刺激するもの○人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、又は非行を誘発・助長するもの

- 図書類：青少年に販売し、交換し、貸し付け、贈与し、若しくは頒布し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないように努めなければなりません。

図書類取扱業者(※2)は、他の図書類と区分し、青少年の目に付かない場所又は屋内の容易に監視することができる場所に置くように努めなければなりません。

- 興行：青少年に観覧させないように努めなければなりません。
- 広告物：青少年に見せないように努めなければなりません。
- がん具類：青少年に販売し、交換し、貸し付け、贈与し、頒布し、又は見せないように努めなければなりません(正当な理由がある場合を除く)。

※用語の解説

(※1) 図書類とは?…書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、レコード、録音テープ、CD、ビデオテープ、ビデオディスク、DVDなど

(※2) 図書類取扱業者とは?…書店、コンビニ、ゲームソフト販売店、ビデオ店、古書店、まんが喫茶、インターネットカフェなど

(2) インターネット上の情報に係る自主規制等(第14条の2)

◎保護者の努力義務

- 青少年が携帯電話・スマートフォンやパソコンを使ってインターネットを利用する際に、フィルタリングソフト(※3)の活用などにより、有害な情報を見たり聴いたりしないように努めなければなりません。
- 保護者自らインターネット上の情報の有効性と危険性について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるように努めなければなりません。

◎事業者の努力義務

- 公共施設やインターネットカフェ等の事業者はインターネットができるパソコンを青少年に利用させる場合、フィルタリングソフトを活用するなど、青少年が有害情報を閲覧、視聴できないように努めなければなりません。
- インターネット端末装置の販売店などは、フィルタリングソフトに関する情報など青少年に有害な情報の閲覧防止等に必要なる情報を提供するように努めなければなりません。

◎県の努力義務

- 県は、保護者、公共施設、インターネットカフェ等の事業者へフィルタリング等の情報提供を行います。

※用語の解説

(※3) フィルタリングソフトとは?…インターネット上に数多くあるウェブサイト(ホームページ)の中から、暴力、アダルト、出会い系など、子どもたちに有害なサイトの閲覧を制限し、安全なインターネット環境をサポートするソフトのことです。

3 青少年の健全育成のための環境整備

(1) 携帯電話等による青少年有害情報の閲覧防止措置（第15条の2）

青少年が使用する携帯電話等の契約を行う場合、次のような義務があります。

◎事業者の義務

- インターネット利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性に関する説明（書面の交付を含む）
- 保護者から提出されたフィルタリングを使用しない場合の正当な理由書を保存

◎保護者の義務

- フィルタリングを利用しない場合は、正当な理由書を提出

正当な理由とは？

- 青少年が就労しており、フィルタリングを利用すると業務に著しい支障を生じる。
- 青少年が心身の障がいや疾病のため、フィルタリングを利用すると日常生活に著しい支障を生じる。
- 保護者が青少年の携帯電話の利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧しないようにしている。

県ではスマートフォン向けのフィルタリング・ソフトを推奨しています。詳しくは

福岡県 フィルタリング

検索

(2) 有害図書類に関する規制（第16条～第16条の2）

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売し、交換し、貸し付け、頒布し、閲覧させ、又は視聴させてはいけません。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています（第11条）。1ページ参照

違反すると
20万円以下の
罰金・料料

有害図書類とは？

■青少年の性的感情を著しく刺激する、残虐性を著しく助長する、又は非行を誘発・助長する内容であるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類として、知事が個別に指定したもの

■書籍、雑誌等で

- ①卑わいな姿態等（※4）を掲載した頁が20頁以上あるもの
- ②卑わいな姿態等を掲載した頁の数が、総頁数の10分の1以上あるもの

■DVD、ビデオテープ等で

- ①動 画……卑わいな姿態等を描写した場面が3分を超えるもの
- ②静止画……卑わいな姿態等を描写した場面が20場面以上あるもの

■表紙又は包装箱等に卑わいな姿態等を掲載しているもの

■知事が指定した団体が青少年への販売等を不適当としたもの

- ①日本ビデオ倫理協会 ②コンピュータソフトウェア倫理機構 ③日本映像倫理審査機構 ④映像倫理機構 ⑤日本コンテンツ審査センター



※用語の解説

- （※4）卑わいな姿態等とは？…
- 全裸、半裸若しくはこれに近い状態で
 - ・ 大腿部を開いた姿態
 - ・ 陰部（ぼかし等のあるものを含む）、臀部、女性の胸部を誇示した姿態
 - 性交若しくはこれに類する性行為の様子 等

図書取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置くとともに、青少年が容易に閲覧できない措置をとらなくてはなりません。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています(第13条)。1ページ参照

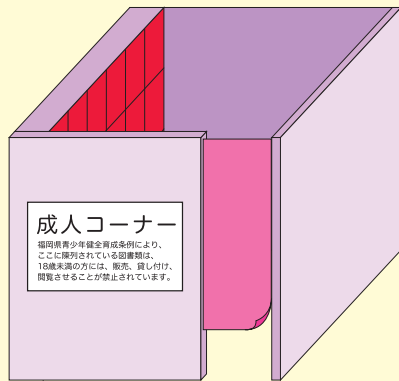


区分陳列とは?

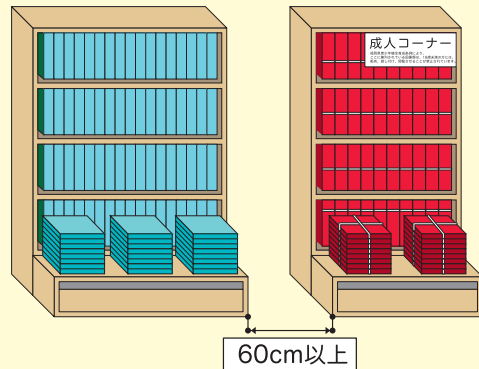
有害図書類は、次の①～④の図の方法により、区分陳列しなければなりません。違反陳列に対して知事は改善の勧告・命令を行います。

改善命令に従わないと20万円以下の罰金・料料

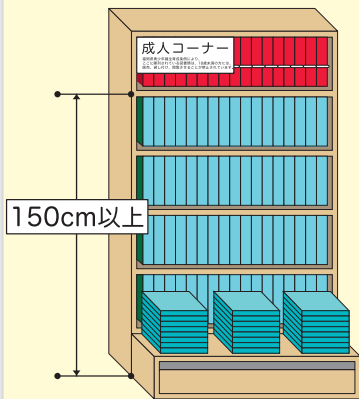
① 間仕切りされた場所に陳列する方法



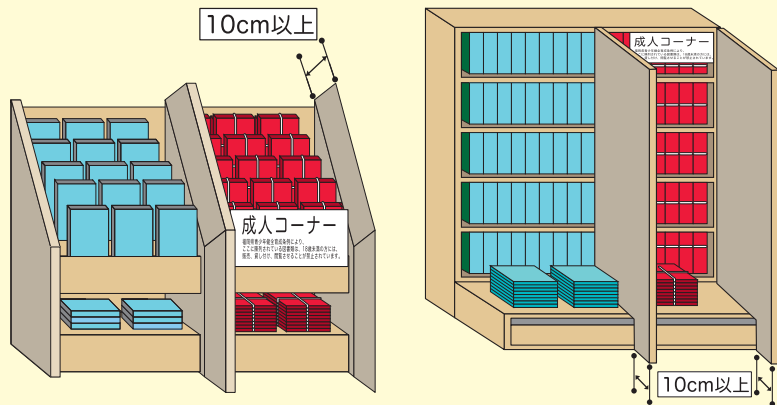
② 陳列棚を他の棚と60cm以上離す方法 (陳列棚の背中と背中をあわせた場合は除く)



③ 150cm以上の高さに背表紙を向け陳列する方法



④ 10cm以上張り出す仕切板による方法 (透視できない仕切板と仕切板の間に陳列する)



②～④の方法を採用した場合は、別途にひも掛け、ビニール袋包装等が必要です。



①～④の全ての場合、陳列場所の近くに容易に判読できる大きさの文字で別途に掲出が必要です。

《掲出例》

成人コーナー

福岡県青少年健全育成条例により、ここに陳列されている図書類は、18歳未満の方には、販売、貸し付け、閲覧させることが禁止されています。

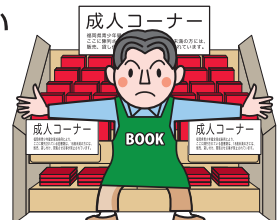


★自主的な取組みも必要です!

何人も、青少年に、性的感情を刺激するような図書類等を見せたり、読ませたりしないように努めなければなりません(第11条、第13条)。1ページ参照

(例)成人向け雑誌等の表紙について

- ・陳列棚の段差を利用し、前後の雑誌を重ねて表紙が容易に見えないようにする。
- ・陳列棚の最前列は、「成人コーナー」の掲示板等で表紙が見えないようにする。
- ・背表紙のみが見えるように陳列する。 など



(3)有害興行（第17条）

興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています(第11条)。1ページ参照

有害興行とは？

- 青少年の性的感情を著しく刺激する、残虐性を著しく助長する、又は非行を誘発・助長する内容であるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として、知事が個別に指定したもの
- 知事が指定した団体が青少年の観覧を不相当としたもの

違反すると
20万円以下の
罰金・料料



(4)有害広告物（第18条）

有害広告物を掲出、表示、頒布してはいけません。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています(第11条)。1ページ参照

有害広告物とは？

- 青少年の性的感情を著しく刺激する、残虐性を著しく助長する、又は非行を誘発・助長する内容であるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある広告物として、知事が個別に指定したもの
- 卑わいな姿態等を掲載したもの
- 大人のおもちゃ等の絵(まんがを含む)や写真を掲載したもの

違反すると
20万円以下の
罰金・料料



(5)有害がん具類（第19条）

がん具類(※5)の販売等業者は、有害がん具類を青少年に販売、交換、貸し付け、頒布してはいけません。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています(第11条)。1ページ参照

有害がん具類とは？

- 青少年の性的感情を著しく刺激する、人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、又は非行を誘発・助長するおそれがあるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるがん具類として、知事が個別に指定したもの
- 大人のおもちゃ
- 使用済み下着
- モデルガン(一定基準以上)
- クロスボウ(ボウガン)

違反すると
20万円以下の
罰金・料料



※用語の解説

(※5) がん具類とは?…がん具、器具、刃物及びこれらに類するもの

(6) 自動販売機 (第21条～第23条の2)

【届出】

自動販売機等(※6)により図書類・がん具類の販売又は貸し付けをしようとする者は、営業を開始する10日前までに、自動販売機等ごとに、知事に届出をしなければなりません。また、届出済証を自動販売機等の見やすい場所に表示しなければなりません。

◆知事への届出は、営業を廃止する場合や変更する場合も必要です。

【収納禁止】

自動販売機等には、有害図書類や有害がん具類を収納してはいけません。

違反すると20万円以下の罰金・料

最長で6か月の範囲で、知事が営業の停止を命じることもあります。

※有害指定の有無を問わず、自主規制が求められています(第14条)。



【設置場所制限】

①学校・幼稚園、②図書館、③児童福祉施設(保育所等)、④専修学校の敷地から周囲200mの区域内にある自動販売機等には、青少年に有害なおそれのある図書類又はがん具類を入れることができません。

※用語の解説

(※6) 自動販売機等とは?…客と直接対面する方法によらず図書類・がん具類の販売又は貸し付けをする機器。テレビモニターなどの電気通信設備を用いて遠隔地から監視するものも含まれます。

(7) 古物の買受け又は物品の質受け (第30条)

質屋(※7)は、青少年から質受けしてはいけません。

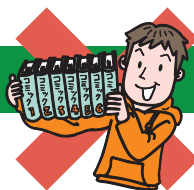
誰でも、青少年から古物(※8)を買い受けてはいけません。

◆保護者の指示による場合、また、保護者の同意がある場合は除きます。

※用語の解説

(※7) 質屋とは?…質屋営業を営む者で、都道府県公安委員会の許可を受けた者

(※8) 古物とは?…一度使用された物品、使用されていないが使用するという事で取引済みの物品、又はいずれかの物品に幾分の手入れをしたもの



**違反すると
20万円以下の
罰金・料**

4 青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の規制

(1) いん行又はわいせつな行為の禁止 (第31条)

①誰でも、青少年に対して、いん行又はわいせつな行為をしてはいけません。

②誰でも、青少年に対して、いん行又はわいせつな行為を教えたり、見せたりしてはいけません。

①の関係で違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

②の関係で違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

(2) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 (第31条の2)

誰であっても、青少年に対して、次の①～②の方法により当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めてはいけません。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- ② 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により求める



**違反すると
30万円以下の罰金・料料**

(3) いれずみを施す行為等の禁止 (第32条)

誰であっても、青少年に対して、いれずみを施したり、受けさせたり、周旋したりしてはいけません。

**違反すると1年以下の懲役
又は50万円以下の罰金**

青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

(4) 風俗営業等への勧誘行為の禁止 (第32条の2)

誰であっても、次の①～②の風俗営業等^(※9)への勧誘行為をしてはいけません。

- ① 接待飲食等営業や性風俗関連特殊営業で、接客業務に従事すること
- ② 接待飲食等営業の客となること

※用語の解説

(※9) 風俗営業等とは?…接待飲食等営業(キャバクラ、ホストクラブ等)や性風俗関連特殊営業(ファッションヘルス、デリバリーヘルス等)



**違反すると
20万円以下の罰金・料料**

青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

(5) 場所の提供及び周旋の禁止 (第33条)

誰であっても次の①～④の行為が青少年に対してなされたり、青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供したり、周旋したりしてはいけません。

- ① いん行又はわいせつな行為
- ② いれずみを施し、又は受けさせる行為
- ③ シンナー、覚醒剤、大臣が指定する危険な薬物^(※10)等の使用
- ④ 飲酒又は喫煙



- ①、③の関係で違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ②の関係で違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ④の関係で違反すると20万円以下の罰金・料料

青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

※用語の解説

(※10) 大臣が指定する危険な薬物とは?…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定によるもの

(6)深夜に外出させる行為の制限 (第34条)

【保護者の努力義務】

保護者は、深夜(※11)に青少年を外出させないようにしなければなりません。

【連れ出しなどの禁止】

誰であっても、保護者の同意等正当な理由がなければ、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

※用語の解説

(※11) 深夜とは?...
午後11時～
翌日の午前4時

連れ出しなどの禁止で違反すると20万円以下の罰金・科料

青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。



(7)深夜における興行場等への入場の制限 (第35条)

【深夜立入制限施設】

コンサート会場、映画館、カラオケボックス、ゲームコーナー、ビリヤード場、まんが喫茶、インターネットカフェ等は、深夜に青少年を入場させてはいけません。

◆青少年の深夜入場を禁止する旨を、入場場所の分かるところに掲示しなければなりません。

**違反すると
20万円以下の罰金・科料**

5 立入調査 (第36条)

知事は、書店、コンビニ店、ビデオ店、古書店、がん具取扱店、刃物取扱店、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ、携帯電話事業者・販売代理店などの営業状況について、条例が守られているかどうかを立入調査員に調査させています。

◆立入調査証明書を持参しています。

図書類取扱業者

- ① 青少年に対する有害図書類の販売、貸し付け等の禁止状況
- ② 購入者が青少年であるか否かの確認状況
- ③ 有害図書類の陳列状況
- ④ 成人コーナー等の掲出の確認
- ⑤ 古物買受けの際の保護者の同意等確認状況 など

がん具取扱店 刃物取扱店

- ① 青少年に対する有害がん具類の販売、貸し付け等の禁止状況
- ② 購入者が青少年であるか否かの確認状況
- ③ 古物買受けの際の保護者の同意等確認状況 など

カラオケボックス まんが喫茶 インターネットカフェ

- ① 深夜における青少年への入場の禁止状況
- ② 入場者が青少年であるか否かの確認状況
- ③ 青少年の深夜入場禁止の旨の掲示の確認 など

携帯電話事業者 販売代理店

- ① 青少年が使用するか否かの確認状況
- ② インターネット利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性に関する説明状況
- ③ 保護者から提出されたフィルタリングを利用しない正当な理由書の保存状況

お問い合わせ

**福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局青少年育成課**

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL.092-643-3388 FAX.092-643-3389